

## 令和3年10月定例農業委員会議事録

開会 10月25日（月）午前9時

（欠席委員）酒井委員、原田委員、近藤（浩）委員、近藤（進）委員、  
加納委員、太田委員

（事務局出席者）野々山局長、廣瀬次長、水野主幹、原田副主幹、  
森下主任主査、柘植主事

（傍聴人） 0名

議 長：ただいまから10月定例農業委員会議を開催します。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の招集については、議案に係る地区の委員のみとしております。

現在の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員3名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

2番、増岡和明委員、3番、萩野敏廣委員、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議 長：議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤（雅）委員：補足資料の1ページの写真を見ていただきますと、太陽光パネルの下に僅かながら畝ができているのですが、サカキが植えてある形跡が全くありませんがどういう状況でしょうか。

議 長：何か事務局、補足ありますか。

事務局：こちら耕作のほうをされているのですが、今ちょうどサカキの挿し木が終わり、植え付けをするところで、その直前できれいに全部なくなっているところです。近いうちに植え付けをする予定だということで話は聞いておりますので、営農はされているということを確認しております。以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：3年経っているのですが、まだ植え付けがされていないというのは、営農型として受け入れ難い状況ですがいかがでしょうか。

議長：ただいまの近藤雅俊委員からの御意見に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：3年で挿し木による定着、4年目以降で植え付けをするという計画になっています。また利用状況調査等でも見ている中で、管理はされ、耕作もされているということで確認をしております。

議長：私も現地を見ているのですが、ここは最初ミョウガを耕作していて、2年目までは出荷実績がありました。が、病気とか、連作障害とかで、ミョウガがちょっと続けられなくてサカキに切り替えたというところ。3年経って何もやっていないのではなくて、当初ミョウガをやったのがサカキに切り替わったということで、ちょうど今切り替わり時期ですので、植えていない部分はあるけれども、草刈りだけでなくきちんと管理してすぐ植えられる状況になっているということで御理解いただきたいです。この申請はサカキとありますが、前の資料見ていただくとミョウガで一時転用の申請が出ていると思います。近藤さんもずっと委員やっけていまして現地は見ていると思いますので、よろしくをお願いします。

近藤(雅)委員：第2期のミョウガの販売実績はデータとして上がっているのですか。

事務局：年1回の報告がございまして、具体的な数字はありませんが、農協の産直のほうで売られた実績はございます。

近藤(雅)委員：はい、分かりました。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

深谷(良)委員：サカキというのは、農産物に入るのでしょうか。

議長：ただいまの深谷委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：サカキは農作物であると、有識者に確認を取っていただきまして、その添付書類もついております。

議長：花卉・花木という農作物がありまして、サカキも花卉・花木の中の1種類になります。

深谷(良)委員：花木は農作物の扱い、一般野菜とは限らないんですね。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

鈴木委員：ミョウガは日陰のちょっと湿気のあるコケの出るようなところを好んで生えるのだけど、太陽光の下で日陰だからいいと思ってミョウガの耕作をされたと思うのですが、それが駄目だったということですね。そうすると、太陽光発電設備の周りから出る熱に影響されたのではないかと

思うのですが、今度はサカキに替えて、それは対応可能だと思われますか。熱風が出るけれども、今度また失敗しないかと心配です。

事務局：そういった、太陽光の影響がないとは言い切れませんが、熱風がサカキに影響するかどうかというところまでは、申し訳ございません。

鈴木委員：もう一回、実験ですね。分かりました。

事務局：県等とも一度状況を見ながら、また毎年の報告を注視しながら進めたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長：いいですか。

ほかに御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見をお願いします。

近藤(雅)委員：補足資料の3ページの写真を見ていただきますと、発電設備の下にサカキが植わっているのが確認できます。約30センチ前後の高さのやっとうち葉っぱが出てきたという状態ですので、最低限の栽培をやっているという感じでございます。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第23号 賛成2件》

議長：議案番号24、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました、番号1、三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見を申し上げます。

久野委員：現在地は、三好上といたしましても西一色に近い場所です。農道の突き当たりの部分になります。すぐ隣にも、現地は宅地で住居が建っており、道路の反対側も工場の駐車場となっております。ほかの農地に対する影響というのはないと思います。

現状の場所は例年作付けがほとんどされておらず、管理休耕といえますか、草生えのような状態になっている場所ですけれども、今度住宅を建てられるということで、農業については問題ないと考えております。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、西一色の件について、地元の梶川京三委員から御意見を申し上げます。

梶川委員：申請地は、道路際の田んぼですが、大型トラックの駐車場ということで、区長にも確認しましたが特に問題はないということです。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等がないようですので、番号2について採決を採ります。  
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号3、福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見を申し上げます。

鈴木委員：この物件は現況、保全管理されている白地の畑で、分家にしては間口が狭隘で奥行きが狭小の、のり面の多い土地となります。申請人は福谷の方ですが、他に別地選定の用地もなく、やはり分家の許可基準となるのは500㎡未満でありますので、やむを得ない案件であるかと思えます。

ただ、この案件につきましては、農業委員会の地元地区のエリアとしては福谷ですが行政区としては苜生のエリアになっているということで、苜生地区としてはいかがでしょうか。

議長：苜生の委員は、今日は欠席ですか。

事務局：はい。苜生のほうも事前にお伺いして、問題ないという確認はさせていただいております。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号3について採決を採ります。  
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第24号 全員賛成3件》

議 長：議案第25号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第25号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明があった番号1、明知上・明知下の件について、地元の深谷明良委員、深谷良金委員の順番にから御意見をお願いします。

深谷(明)委員：現地確認をしたところ、山中地区は田が耕作されている状態平成地区は柿が、その他農地は保全管理がされております。中田地区について以前は納税猶予の土地は預けられない制限がありましたが今は預けられる状態なので、活動として預けられるような行動をしていきたいと思っております。以上です。

議 長：続きまして、深谷良金委員、お願いします。

深谷(良)委員：農地を継続して管理していただければ特に問題ないと考えております。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。  
番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願い

します。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。  
続きまして、番号2、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：下鵜ノ巣地区は田、小林地区は畑ということで耕作されておりますので、問題はないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。  
番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第25号 全員賛成2件》

議長：議案第26号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第26号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第26号 全員賛成1件》

議 長：諮問第8号については、伊豆原めぐみ委員が議事参与の制限に該当します。退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：諮問に移ります。

諮問第8号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第8号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

諮問第8号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第8号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第8号 全員賛成1件》

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

- 1 令和3年9月分農地転用届出の受理状況について
- 2 令和3年9月分現況証明願の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。  
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。  
引き続き、農地利用最適化推進会議を開催しますので、議事の進行を事務局へお渡しします。

事務局：それでは、引き続き農地利用最適化推進会議を行いたいと思います。  
本日、配付をしました10月農地利用最適化推進会議の内容を御覧ください。  
では、議題に沿って進めさせていただきます。

- 1 協議・報告事項
  - (1) 農業委員会における地元地区について
  - (2) 分家住宅要件について
  
- 2 その他  
第49回衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規程の確保について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：以上、全体を通して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは、次回、定例会の連絡となります。11月の定例会につきまし

では、11月25日木曜日、午前9時から6階601、この当会場を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

慎重審議、ありがとうございました。以上をもちまして10月定例農業委員会議及び農地利用最適化推進会議を終了いたします。一同御起立ください。一同礼。

(閉会午前9時50分)